

住民税非課税世帯への特別給付金(3万円)

申請期間/2月1～29日
 令和5年度住民税非課税世帯へ特別給付金(1世帯当たり3万円)を支給(令和5年4月2日以降に本市へ転入した世帯で、従前の市区町村の給付金(3万円)の基準日が本市の基準日(令和5年4月1日)より後日であるために、いずれの市区町村からも給付金(3万円)を受給していない令和5年度住民税非課税世帯)
 申請(7万円給付金との同時申請)か郵送、または2月1日(木)から電話で事前予約の上、生活福祉課窓口で※詳しくは、市HPをご覧ください。
 生活福祉課 529-5067



2月1日から受け付け開始 市民交通災害共済

交通事故でけがをした場合、入院や通院の実日数に応じて見舞金をお支払いする制度です。交通事故に備えて加入しましょう。
 年会費/1人500円
 共済期間/4月1日～令和7年3月31日(4月1日以降に加入した場合・加入日翌日～令和7年3月31日)
 生活課、各支所・出張所、西行政サービスコーナーの窓口で
 生活課 525-3787

祝日のごみ収集

2月12日(月)建国記念の日の振替休日、2月23日(金)天皇誕生日が収集日に当たっている地区の可燃ごみ、資源物、プラスチック製容器包装は収集します。
 ごみ減量推進課 525-3744

空き家の相談会

2月18日(日)午前10時～午後2時
 場アオウゼ 内相統・登記、売買・賃借、解体・リフォーム、除草、資金などの相談(ZOOMでの相談可) 講法務、不動産、建築、金融、行政などの専門家 定7組14人(先着順)
 持建物写真・登記簿、公図など
 申電話またはファクスで
 住宅政策課 573-2751
 533-0026



食品関連事業者の皆さんへ HACCP導入講習会

3月6・7日 ①午前9時30分～正午 ②午後1時30分～4時
 場保健福祉センター 内「HACCPに沿った衛生管理」の説明と衛生管理計画の作成
 市内に営業施設を有する食品等事業者 定各回40人(先着順)
 オンライン申請か、申込用紙(市HPからダウンロード可)に
 533-0026



必要事項を記入の上、郵送、ファクスまたは持参で
 保健所衛生課 597-6358
 533-3315

タンクからの油流出 事故にご注意を

冬季になると、家庭のホームタンクから灯油が漏れ出し、河川などに流出する事故が多発します。原因は、うっかりミスや設備の老朽化によるものです。給油するときは目を離さず、バルブの閉め忘れに注意しましょう。また、タンクや配管などの定期点検に努めましょう。被害を最小限にするため、事故を見たらすぐにご連絡ください。
 環境課 573-2557
 消防本部 534-0119
 阿武隈川水系水質汚濁対策連絡協議会上流支部(福島河川国道事務所) 539-6129

井戸水を使用し下水道に接続している方へ

次の場合は届け出が必要です。
 ①世帯人数に変更があった
 ②名義(代表者)に変更があった
 ③使用状況に変更(使用開始・休止・廃止・再開、水道水への切り替えなど)があった
 ※2月からオンライン申請で手続きができます。詳しくはお問い合わせ
 下水道総務課 525-3789



震災後に初めて水稲・大豆(枝豆を除く)を作付けする方へ

震災後一度も作付けしていないほ場に、令和6年から新たに水稲または大豆を作付けする場合は、放射性物質の吸収を抑制する対策として、土壌中の交換性カリ含量を高める必要があります。該当するほ場に作付けを予定している方は、各期日までにご連絡ください。カリ質肥料の散布実績がないなどの要件を満たす場合に限り、カリ質肥料を配布します。
 水稲・2月22日(木)まで
 大豆・3月29日(金)まで
 農業振興課 525-7720

国保・年金

後期高齢者医療制度(医療費が高額になったときは)

後期高齢者医療保険の加入者が、医療機関などの窓口で同じ月に支払った医療費の合計が自己負担限度額を超えた場合、申請により高額療養費として支給されます。一度申請すると次回からは自動的に限度額を超えた額が指定された口座に振り込まれます。
 申保険証、はんこ、通帳を持参の上、国保年金課または各支所で
 国保年金課 525-3724

税

固定資産税・都市計画税第4期 国民健康保険税第8期 納期限は2月29日(木)

市内税などの納付は口座振替やスマートフォン決済アプリが便利です。
 問納税課 525-3717



福祉

障がい者ボランティア入門講習会(精神障がい編)

3月7日(木)午後1時30分～4時
 障がい者ボランティアのきつ

医療費のお知らせを送付

後期高齢者医療保険の加入者に、2月下旬に令和5年1月から12月までの「医療費のお知らせ」を送付します。
 お知らせには診療日数や医療費などの受診状況が記載されていますのでご確認ください。なお、県内全域に順次発送するため、個別の発送対応はできません。確定申告を急ぐ場合は、領収書で申告手続きをお願いします。
 問県後期高齢者医療広域連合 528-9025
 国保年金課 525-3724

2月の各種相談 無料

相談内容	相談・予約・問
法律(弁護士) 要予約(※年度内1人1回)	市民相談室 535-2121 予約受け付け/毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般(生活課相談員)	県司法書士会福島支部 529-7331
登記(司法書士)	県公共福祉登記士会協会の協賛による 531-0986
土地家屋調査(土地家屋調査士会)	相談/問・521-8331 問/福島行政監視行政相談センター 534-1101
行政(行政相談委員、来所・電話・ファクスで)	県社会保険労務士会 526-2270 534-5432
年金・労働(社会保険労務士) 要予約 ※Zoomでも対応可	法テラスサポートダイヤル 0570-078374
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供(電話・メールフォームで)	法テラス福島 0570-078370
法的トラブルの相談(借金・離婚・相続など) 要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	県政相談コーナー 521-4281 消費生活センター 522-5999
交通事故	消費生活センター 522-7867
消費生活(生活課消費生活相談員)	
多重債務110番(生活課消費生活相談員)	
多重債務・消費生活法律相談(司法書士) 要予約	
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談(来所・電話・ファクス・メールで)	権利擁護センター 533-3341 533-8879 kenriyousei@f-shishakyo.or.jp
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など(女性相談員)	こども家庭課 525-3780
育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	県労働委員会事務局 521-7594
労働困りごと相談窓口	総合労働相談コーナー 536-4600 0800-8004611(労働者フリーダイヤル)
労働局総合労働相談コーナー(解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談)	福島労働局雇用環境・均等室 536-4609
職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、育児・介護休業など	市社会福祉協議会 563-7765 533-5262 soudan-shien@f-shishakyo.or.jp
障がい者差別相談窓口(電話・ファクス・メールで)	みんなの人権110番 0570-003-110 子どもの人権110番 0120-007-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810
人権なんでも相談	定住交流課(市国際交流協会事務局) 525-3739 533-5263 teijiyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
外国人の生活相談	県国際交流協会 524-1316 521-8308 ask@worldvillage.org
外国人住民のための相談窓口(来所・電話・ファクス・メール・LINEで)	県国際交流協会 524-1316
外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談 要予約	

日時など詳しくは市HPをご覧ください▶
 震災関連相談はこちら▶

2月のイベントカレンダー

毎月のイベント情報を市HP内「イベントカレンダー」に掲載しています。お出かけの際にご活用ください。



ありがとうございます

【交通遺児激励金寄付】
 福島県土地改良事業団体連合会 様 16,457円

お詫びと訂正

市政だより1月号P16「福島市の人口」およびP19「健康セミナー(全2回)」の記事中、表記に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

P16 福島市の人口
 誤 [R6.1.1] 正 [R5.12.1]
 P19 健康セミナー(全2回)
 誤 [(一社)大原記念財団大原総合病院]
 正 [(一財)大原記念財団大原総合病院]

